

平成 23 年 4 月 5 日

報 道 提 供 資 料

「東日本大震災対策本部」の設置について

平成 23 年 3 月 11 日（金）に発生した東日本大震災による被害に対し、直ちに災害対策を行うため、災害対策基本法に基づく「川崎市災害対策本部」を設置し、これまで川崎市民の生命・財産を守る取組とともに、被災地への支援など様々な初動的対応を行ってきました。

今後も引き続き被災地・被災者への復旧・復興・生活再建支援に取り組むとともに、大災害により本市が被った市民生活や経済活動等における被害に全市を挙げて対応し、災害に強いまちづくりを推進していくために「川崎市災害対策本部」の機能を拡充し、平成 23 年 4 月 5 日（火）、新たに「東日本大震災対策本部」を設置します。同本部ではこれまでの被災地支援を継続するとともに、市民生活の安全・安心や地域経済の活性化をはじめとした総合的な施策を機動的に推進します。

（主な取組）

I 被災地・被災者への支援

物資の支援や要員の派遣など、被災地の復旧・復興支援を引き続き進めます。

被災者の生活再建支援を実施します。

II 市民生活の安全・安心を守る取組

被害を受けた公共施設などの補修を迅速かつ計画的に進めます。

今回の被災状況を踏まえた災害対策の強化や防災啓発を行います。

III 社会経済の活性化に向けた対応

中小企業や商店街などの活性化に向けた取組など、民間企業と連携した経済対策を進めます。

当面続く電力不足に対応するために、公共部門、産業部門、民生部門が力を合わせた節電対策を検討・実施します。また、停電時においても都市機能が維持できる対策を進めます。

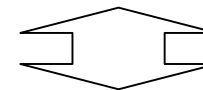
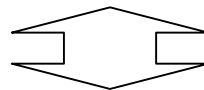
さらに、国や県の復興への取組と連携を図り、地震への対応や震災への備えを確実に行うとともに、市民や産業界と協調し、安全・安心な生活基盤の確立や経済状況の回復に向けた取組を着実に進めます。

連絡先：総務局危機管理室 044-200-2478

総合企画局都市経営部企画調整課 044-200-2025

東日本大震災対策本部

(本部長:市長、副本部長:副市長)



総括(各部会の調整・統括)

(総務局・総合企画局・財政局)

被災地・被災者支援部会

- ・被災地の物資支援
- ・被災地への救援職員派遣
- ・被災地への行政機能復興支援
- ・消防車やバスなどの被災地への提供
- ・避難所の運営
- ・被災者受入住宅の確保
- ・ボランティア、義援金等の受付
- ・就学、就労支援
- ・要援護者の受入

総務局(危機管理室)、
市民・こども局、健康福祉局、まち
づくり局 等

災害対策部会

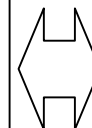
- ・被害を受けた公共施設などの補修
- ・放射性物質への対応
- ・余震への対応
- ・医療・福祉施設などの防災機能の強化に向けた取組
- ・今回の震災を踏まえた防災啓発
- ・震災対策の強化
(防災計画の見直し等)

総務局(危機管理室)、環境局、
健康福祉局、まちづくり局、
建設緑政局 等

地域活性化部会

- ・中小企業や商店街などの活性化対策
- ・市内の消費購買喚起への取組
- ・太陽光パネル等の再生可能エネルギーの利用やLED等の省エネ機器の導入拡大に向けた取組
- ・電力不足に応じた節電対策
- ・放射能による風評被害への対応

経済労働局、環境局、
市民・こども局 等



区対策本部

国や県の復興への取組と連携を図り、地震への対応や震災への備えを確実に行うとともに、市民や産業界と協調し、安全・安心な生活基盤の確立や経済状況の回復に向けた取組を着実に進める。

事務局:総務局危機管理室・行財政改革室、総合企画局企画調整課、財政局財政課